

オーナー社長等に多額の過誤徴収、行政も返還を容認

課税根拠のない過年度分の配当割への対応

上場株式等の配当に係る住民税配当割を巡り、いわゆる同族会社合算大口株主（個人の保有分と当該個人が株主である「同族会社」による保有分を合算して3%以上となる個人）について、法令上は課税根拠のない配当割が徴収され、そのまま自治体に滞留する事態が発生している。

令和8年度税制改正で“将来分”については制度の是正が図られるものの、同族会社合算大口株主が受ける配当を総合課税の対象とした令和4年度税制改正から今回の令和8年度税制改正による制度整備までの“空白期間”において特別徴収された配当割を取り戻す制度は存在せず、また、地方税には国税のような更正の請求制度もない。

オーナー社長等を顧問先に抱える税理士等は、同族会社を通じた上場株式保有の有無および配当割額を確認した上で、市区町村に対して返還を求めるこことなろう。



令和4年度税制改正により、個人の保有割合3%未満でも大口株主に

周知の通り、上場株式等の配当については、所得税等の源泉徴収とは別に、住民税の配当割「5%」が支払時に特別徴収される。この配当割は、金融機関が配当支払時に自動的に徴収し、都道府県に納付する仕組みとなっている。ただし、上場会社の発行済株式総数の3%以上を保有する個人（以下、大口株主）が受け取る配当は配当割の課税対象から除外され、総合課税の下、配当所得を確定申告することで課税関係が確定する。

令和4年度税制改正ではこの大口株主の範囲が拡大され、単独で保有する場合のみなら

ず、個人の保有分と当該個人が株主である「同族会社」による保有分を合算して3%以上となる場合における個人（以下、同族会社合算大口株主）についても、大口株主と同様に総合課税の対象とされた。例えば、上場会社のオーナー社長が、個人名義で2%、自己の資産管理会社経由で2%を保有している場合、形式上、オーナー社長単独では大口株主に該当しなくても、実質的には4%の持株比率を有していることになる。本改正は、令和5年10月1日以後に支払いを受ける上場株式等の配当等から適用されている（図表1参照）。



証券会社等の実務処理を想定した制度設計が欠落

ただ、大口株主の範囲を拡大する本改正は、実務処理を想定した制度設計が欠落して

いたことが判明するに至った。

地方税法上、同族会社合算大口株主への配